

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	1時間につき 390円
	1時間につき 390円
	1時間につき 220円
	1時間につき 280円
	1時間につき 240円
	1時間につき 160円
	1時間につき 140円
	1時間につき 220円
	1時間につき 110円
	1時間につき 120円
	1時間につき 60円
	1時間につき 70円

」を

「

	1時間につき 400円
--	-------------

1時間につき 400円
1時間につき 230円
1時間につき 290円
1時間につき 250円
1時間につき 190円
1時間につき 160円
1時間につき 240円
1時間につき 120円
1時間につき 120円
1時間につき 60円
1時間につき 80円

」に、

「

1回につき 310円 回数券 12枚つづり 3,100円
1回につき 160円 回数券 12枚つづり 1,600円
1回につき 160円 回数券 12枚つづり 1,600円

」を

「

1回につき 330円 回数券 12枚つづり 3,300円
1回につき 170円 回数券 12枚つづり 1,700円
1回につき 170円 回数券 12枚つづり 1,700円

」に、

「

1回につき 260円 回数券 12枚つづり 2,600円
1回につき 760円 回数券 12枚つづり 7,600円
1泊につき 1,080円

1泊につき 700 円
1泊につき 1,620 円

」を

「

1回につき 270 円 回数券 12 枚つづり 2,700 円
1回につき 780 円 回数券 12 枚つづり 7,800 円
1泊につき 1,100 円
1泊につき 720 円
1泊につき 1,650 円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。